

# 廃棄物処理業における 労働災害防止について

令和5年4月27日  
大曲労働基準監督署  
監督・安衛課



- 1 . 令和 4 年の労働災害発生状況について
- 2 . 労働災害防止について

## 1 . 令和 4 年の労働災害発生状況について

# 1.1 令和4年秋田労働局における労働災害発生状況

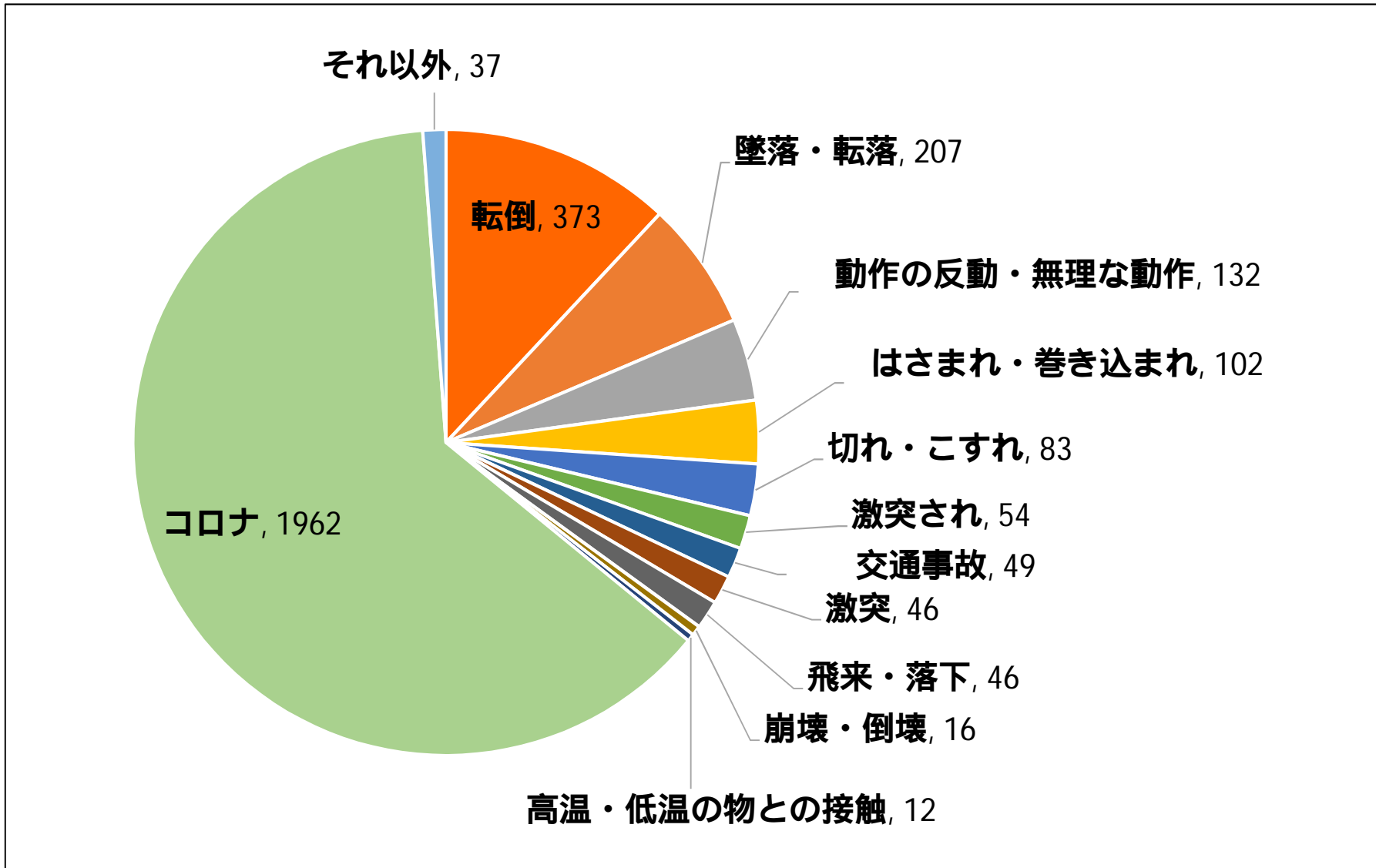


業種別 災害別	令和3年		令和4年		増減数	
	死亡者数	休業4日以上	死亡者数	休業4日以上	死亡者数	休業4日以上
全業種	7	1 2 2 0	1 4	3 1 1 7	+ 7	+ 1 8 9 7
全業種 (コロナ除く)	7	1 1 2 0	1 4	1 1 5 5	+ 7	+ 3 5
製造業	2	2 1 8	2	3 2 1	± 0	+ 1 0 3
建設業	4	2 2 7	8	3 0 4	+ 4	+ 7 7
運輸交通業	0	1 1 3	0	1 3 2	± 0	+ 1 9
林業	1	3 7	2	3 2	+ 1	- 5
商業	0	1 9 2	1	2 5 6	+ 1	+ 6 4
保健衛生業	0	2 1 4	0	1 8 0 1	± 0	+ 1 5 8 7
清掃・と畜業	0	3 2	1	3 5	+ 1	+ 3

# 1.1 令和4年秋田労働局における労働災害発生状況



## 事故の型別発生状況



## 1.2 令和4年大曲署管内における労働災害発生状況



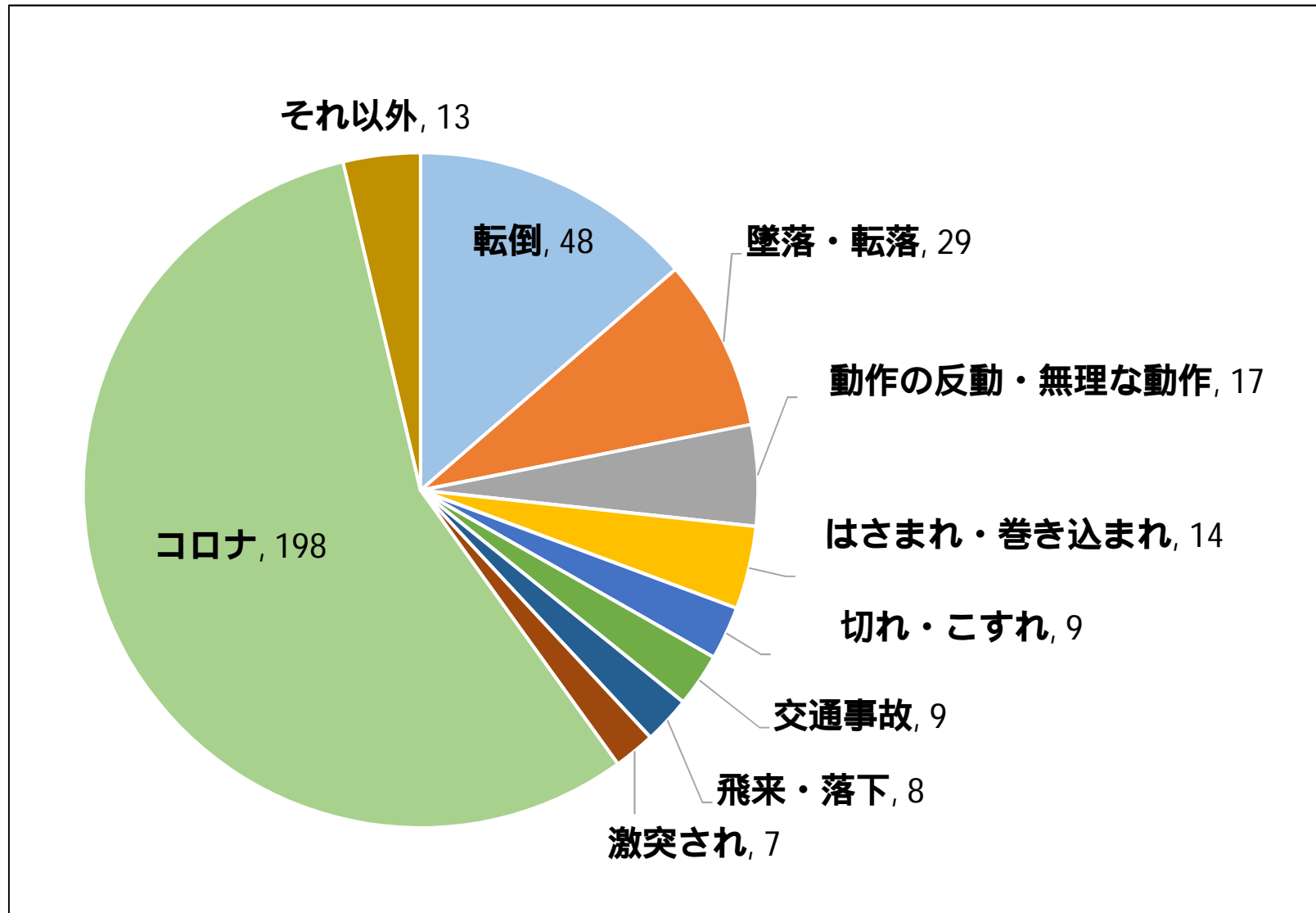
業種別 災害別	令和3年		令和4年		増減数	
	死亡者数	休業4日以上	死亡者数	休業4日以上	死亡者数	休業4日以上
全業種	1	1 6 0	3	3 5 1	+ 2	+ 1 9 1
全業種 (コロナ除く)	1	1 4 6	3	1 5 3	+ 2	+ 7
製造業	0	2 9 ( 2 9 )	0	3 5 ( 3 1 )	± 0	+ 6 ( + 3 )
建設業	1	3 1 ( 3 1 )	2	6 0 ( 4 2 )	+ 1	+ 2 9 ( + 1 1 )
運輸交通業	0	7 ( 7 )	0	1 8 ( 1 8 )	± 0	+ 1 1 ( + 1 1 )
林業	0	7 ( 7 )	0	4 ( 4 )	± 0	- 3 ( - 3 )
商業	0	2 4 ( 2 4 )	0	2 5 ( 2 3 )	± 0	+ 1 ( - 1 )
保健衛生業	0	2 3 ( 2 0 )	0	1 7 8 ( 9 )	± 0	+ 1 5 5 ( - 1 1 )
清掃・と畜業	0	0 ( 0 )	1	4 ( 4 )	+ 1	+ 4 ( + 4 )

カッコ内は新型コロナウイルスによる休業災害を除いた件数

## 1.2 令和4年大曲署管内における労働災害発生状況



### 事故の型別発生状況



## 1.2 令和4年大曲署管内における労働災害発生状況

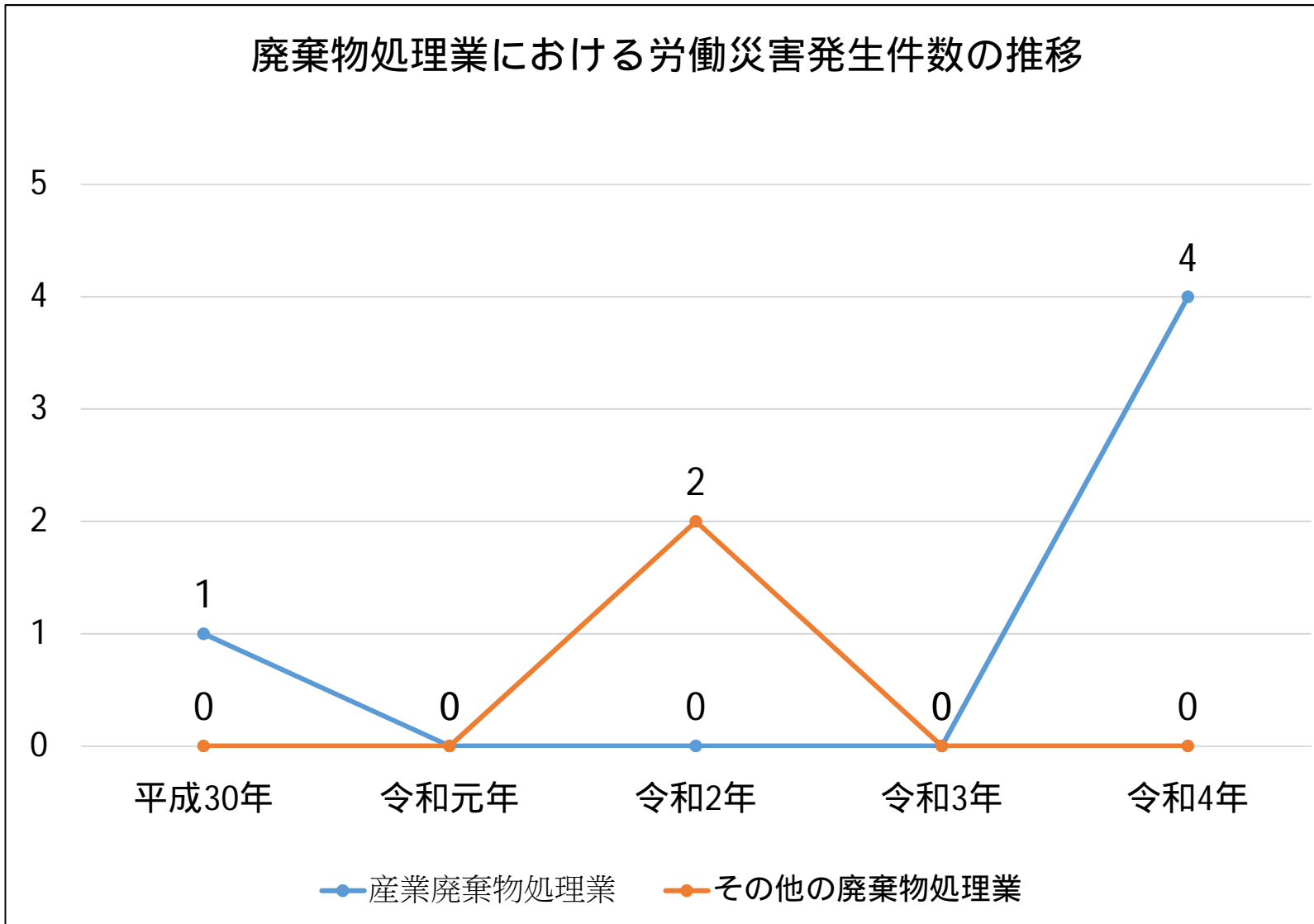


### 死亡災害発生状況

	発生月	業種	発生状況
1	令和4年7月	木造家屋建築工事業	同僚とともに、作業小屋修理の修理箇所を確認するため、軒先に二連はしごを立てかけ、被災者がはしごをのぼったところ、二連はしごの連結部分が外れていたため、はしごが下方へスライドし、被災者は地面へ激突した。
2	令和4年8月	その他の土木工事業	田んぼの草刈り作業を同僚と行っていたところ、被災者が草刈り機を持ったまま倒れているところを同僚が発見した。被災者は雨合羽を着ており、高温環境下で、熱中症を発症したものと推定される。
3	令和4年9月	産業廃棄物処理業	産業廃棄物処理施設において、木材破砕機に解体用つかみ機で木材を投入する作業を行っていた被災者が行方不明となり、その後木材破砕機及びその周囲から被災者の身体の一部が発見されたもの。被災者は何らかの理由で、木材破砕機のホッパーに転落したものと推定される。



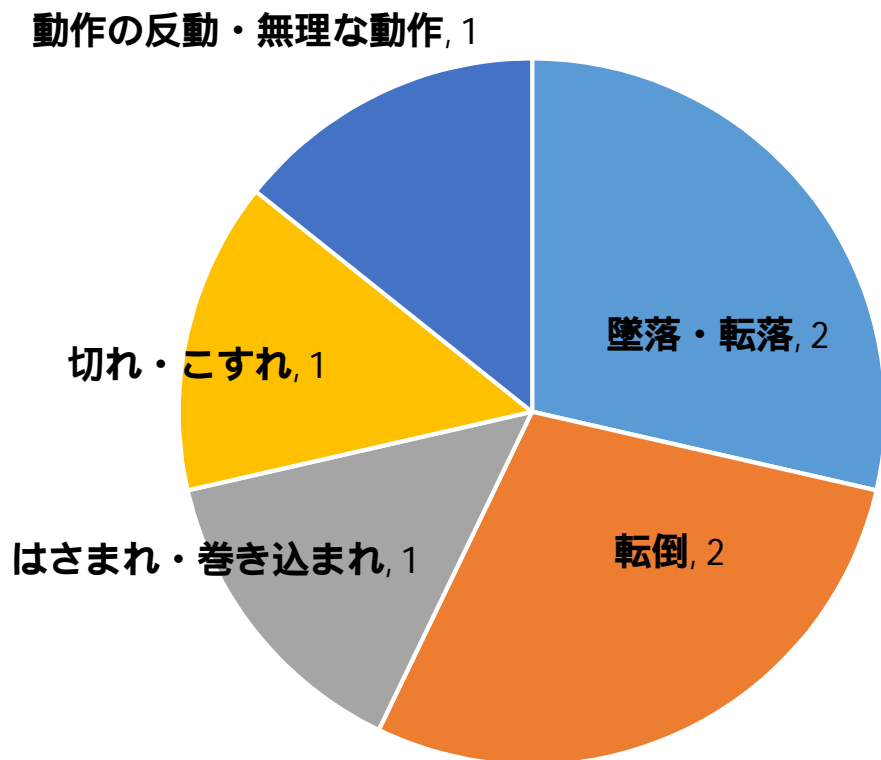
# 1.3.1 廃棄物処理業における労働災害発生件数



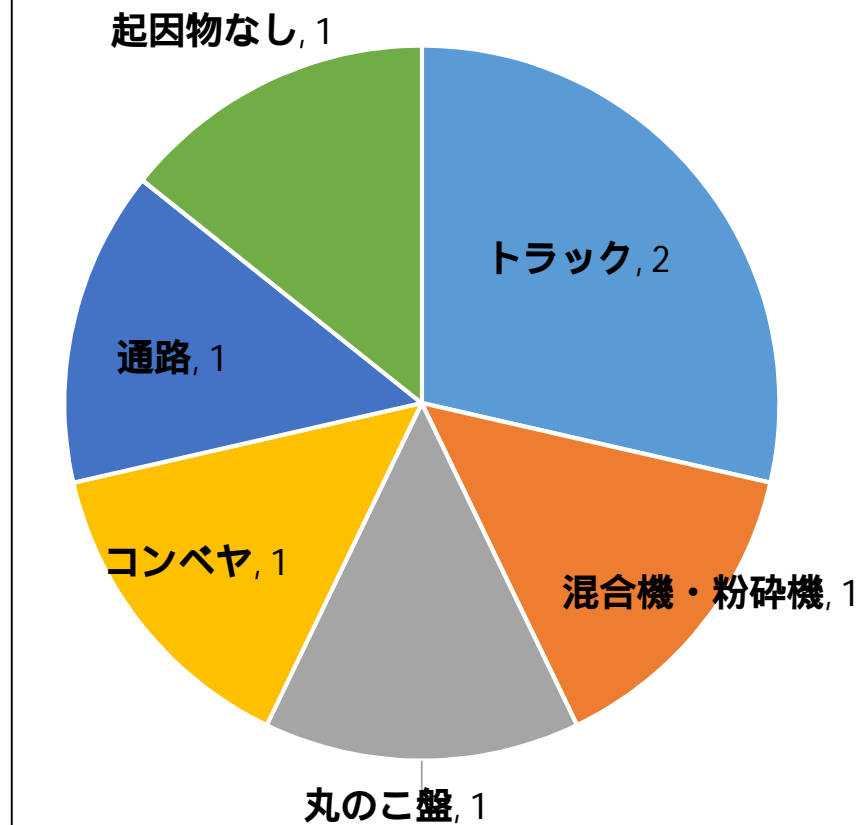
# 1.3.1 廃棄物処理業における労働災害発生件数



### 事故の型別発生件数



### 起因物別発生件数



## 1.3.2 廃棄物処理業における労働災害発生事例



### 事例1 コンベヤーによるはさまれ・巻き込まれ災害

コンベヤーは稼働中であった



#### 発生状況

被災者は破砕機のコンベヤーのローラー部分に付着していた粉を、ブラシ等で取り除いていたところ、コンベヤーを停止させずに作業を行っていたため、ローラーとコンベヤーの間に、ブラシごと巻き込まれたもの。

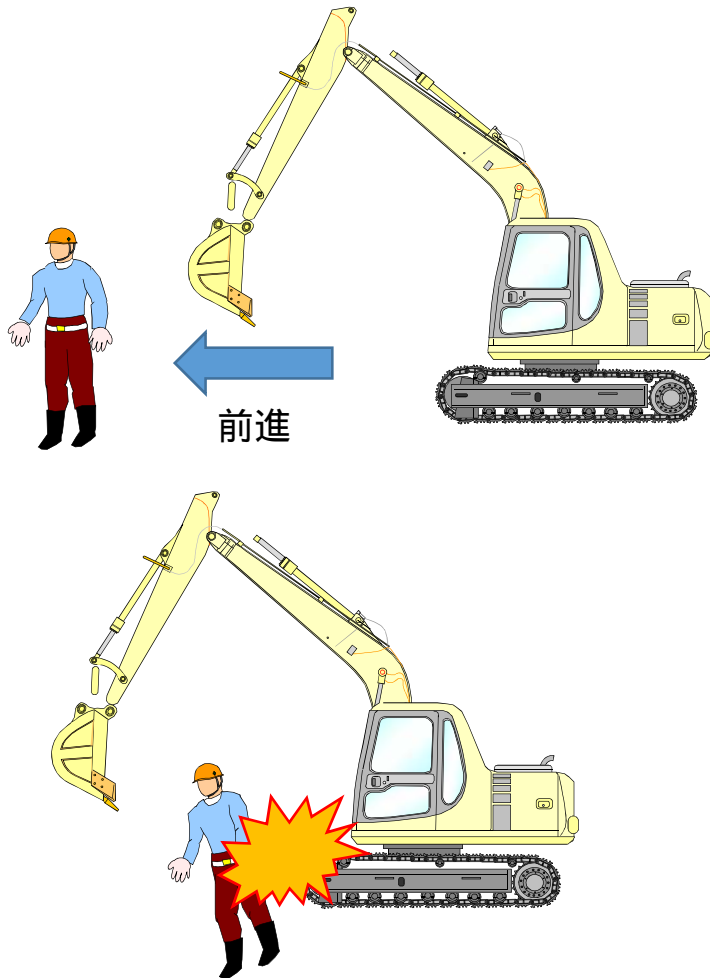
#### 発生原因

- ・コンベヤーのローラー部分に覆い等の巻き込みを防止するものを設けていなかったこと。
- ・コンベヤーを停止せずに作業を行ったこと。
- ・事業場内で作業手順等が明確ではなかったこと。

## 1.3.2 廃棄物処理業における労働災害発生事例



### 事例2 ドラグ・ショベルによる巻き込まれ災害



#### 発生状況

産業廃棄物処理施設において、廃棄物の選別作業を行っていた被災者は、同僚が運転するドラグ・ショベルにひかれたというもの。

#### 発生原因

- ・ドラグ・ショベルと作業者の接触防止措置を講じていなかったこと。
- ・また、誘導者を配置していなかったこと。
- ・ドラグ・ショベルの運転者が周囲の安全確認を怠ったこと。
- ・ドラグ・ショベルによる作業を行うにあたり、作業計画を定めていなかったこと。
- ・労働者へ安全衛生教育等を行っていなかったこと。

「職場のあんぜんサイト」の労働災害事例から引用

## 2 . 労働災害防止について

## 2 . 労働災害防止について

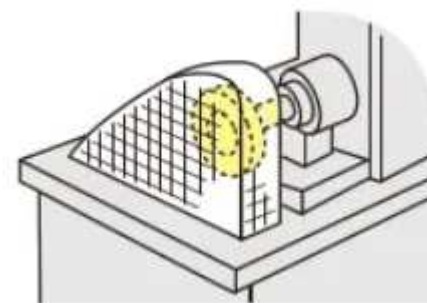


### ( 1 ) 機械とのはさまれ・巻き込まれ災害防止について

機械の原動機、回転軸、ベルト等の労働者が  
巻き込まれる可能性がある部分



巻き込まれ防止のため、覆いや囲い等を設ける



カバー設置例

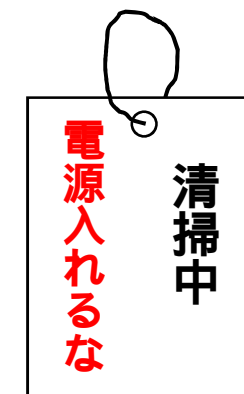
機械の掃除や点検、修理等を行う場合



**機械の運転を停止**する

破砕機や圧縮機、ごみ収集車等の電源を切るなど  
ほうき、ボール等の道具を使用して掃除や修理を行う場合も  
道具ごと巻き込まれる可能性があるため、機械の運転は停止  
する

機械の運転を停止した場合は、起動装置に鍵をかける、  
表示を行う等、ほかの労働者が誤って機械を動かさない  
ような措置を講じる



表示例

## 2 . 労働災害防止について



### ( 1 ) 機械とのはさまれ・巻き込まれ災害防止について

労働者への教育の実施、作業手順書等の作成

#### 教育の内容

- ・ 機械等の危険性や機械の取り扱い方法
- ・ 安全装置の性能や取り扱い方法
- ・ 作業手順や作業方法
- ・ 非定常時等の作業手順や応急措置 など



機械運転中、特に回転部分等が動いているときは、機械には近づかないこと、清掃時等は、必ず機械の運転を停止すること、停止したことを確認してから、作業を行うこと、  
については、必ず教育を行いましょう。

## 2 . 労働災害防止について

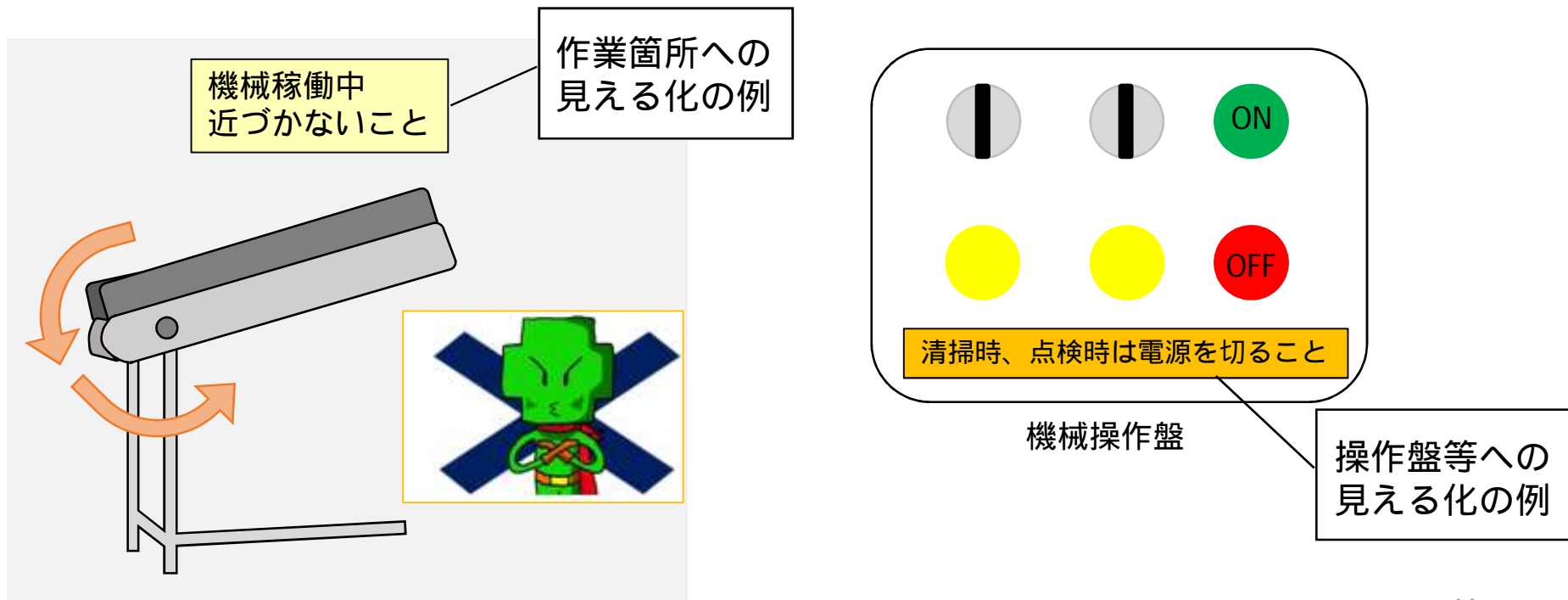


### ( 1 ) 機械とのはさまれ・巻き込まれ災害防止について

#### 「見える化」の実施

作業場所や機械（操作盤等）に

- ・ 機械運転中には近づかない、
  - ・ 運転停止を確認してから清掃等を行う、
- 等の掲示を行うなどの見える化を行いましょう！





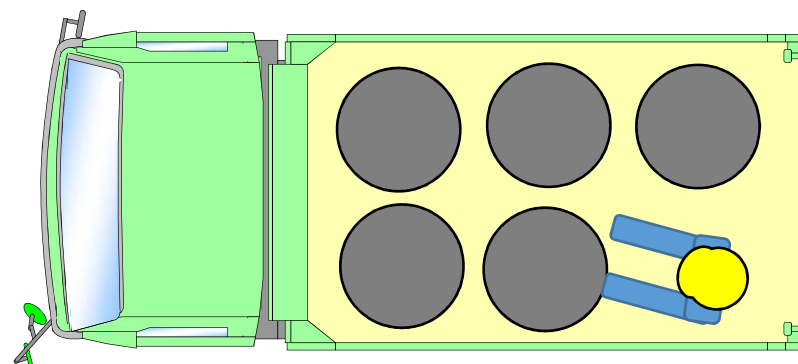
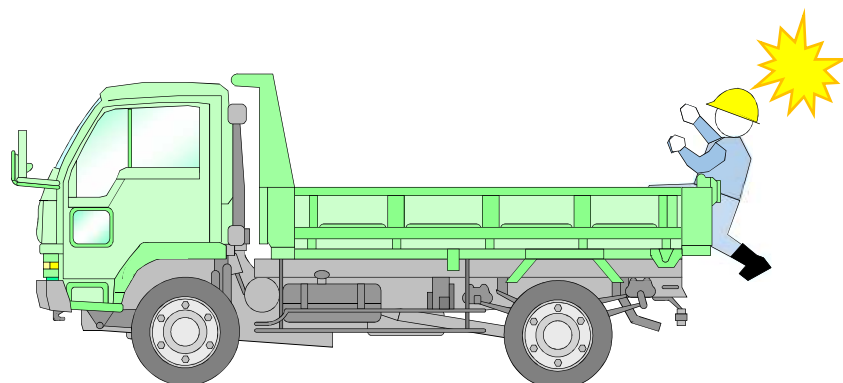
## 2 . 労働災害防止について

### (2) トラック等からの墜落・転落災害防止について

トラックや移動式クレーン（ユニック）等に廃棄物を積み込む作業、荷台から廃棄物をおろす作業を行う、トラック等から墜落する災害が発生



- ・ 墜落する可能性があるため、トラック等の荷台の端では作業をしない。やむを得ず荷台等の端で作業を行う場合は後方に注意しながら行う。
- ・ 荷台で作業する場合は、ヘルメット等を着用する。
- ・ 高さが2 m以上ある箇所での作業は、墜落制止用器具を着用して行う。



## 2. 労働災害防止について



### (2) 墜落・転落災害防止について

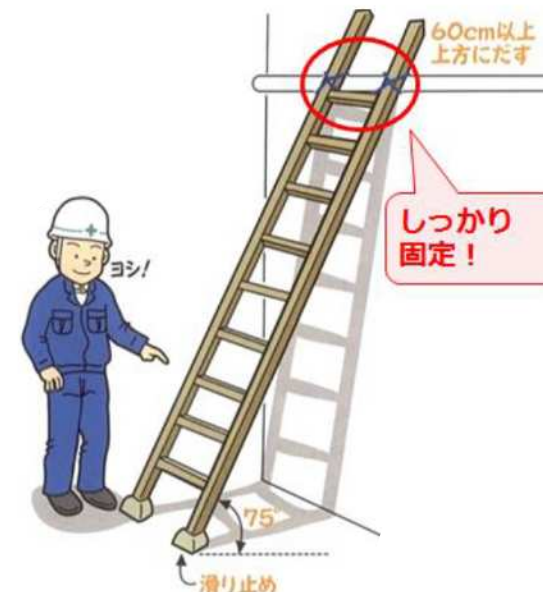
#### 脚立の安全使用のポイント

天板には足をかけない  
開き止め金具を必ずかける  
両足と太ももなどのように三点支持とする  
脚立にまたがって使用しない  
荷物を持って昇降しない  
脚立を使用するときは、必ずヘルメットを  
着用しましょう



#### はしごの安全使用のポイント

はしごを立てかける際は、はしごの上端を  
床から60cm以上、上方に突き出す  
上方はひもや固定具を使い、固定する  
立てかける角度は75度とする  
はしごの下部は滑り止めを設置する、ほか  
の労働者がはしごの下方を支える等、はしご  
が転位しないようにする  
手に荷物を持ったまま昇降しない  
はしごを上る際は、必ずヘルメット  
を着用しましょう



## 2 . 労働災害防止について

### ( 3 ) 車両系建設機械等（解体用つかみ機、ドラグ・ショベル、ローダー等）との接触防止

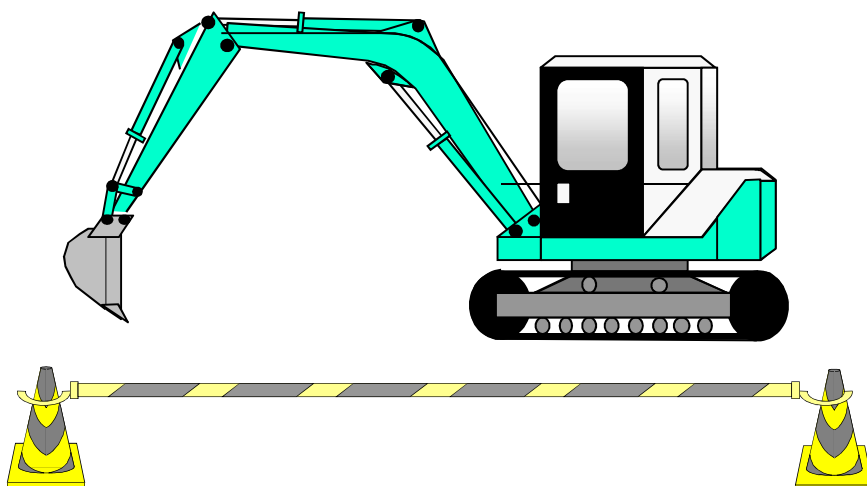
工場内や敷地内で作業員と車両系建設機械等との接触による災害が発生



車両系建設機械等との接触等による労働災害防止のため、

- ・ 車両系建設機械や移動式クレーン等に関する作業計画の作成
- ・ 立ち入り禁止措置の実施
- ・ 誘導員の配置

を行いましょう！



## 2 . 労働災害防止について



### ( 4 ) 丸のこ盤等による切れ・こすれ災害防止について

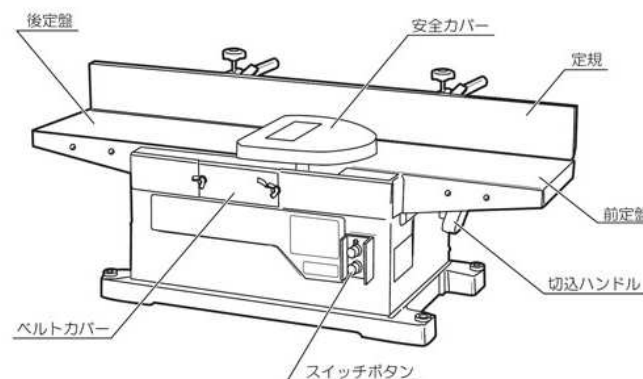
携帯用丸のこ盤や卓上丸のこ盤等で廃木材等を切断する際に、刃と接触する災害が発生



丸のこ盤等による切れ・こすれ災害を防止するため、

- ・ 木材加工用機械の接触防止装置の設置
- ・ 木材加工用機械の接触防止装置の有効稼働
- ・ 機械工具の使用前点検の実施

を行いましょう！



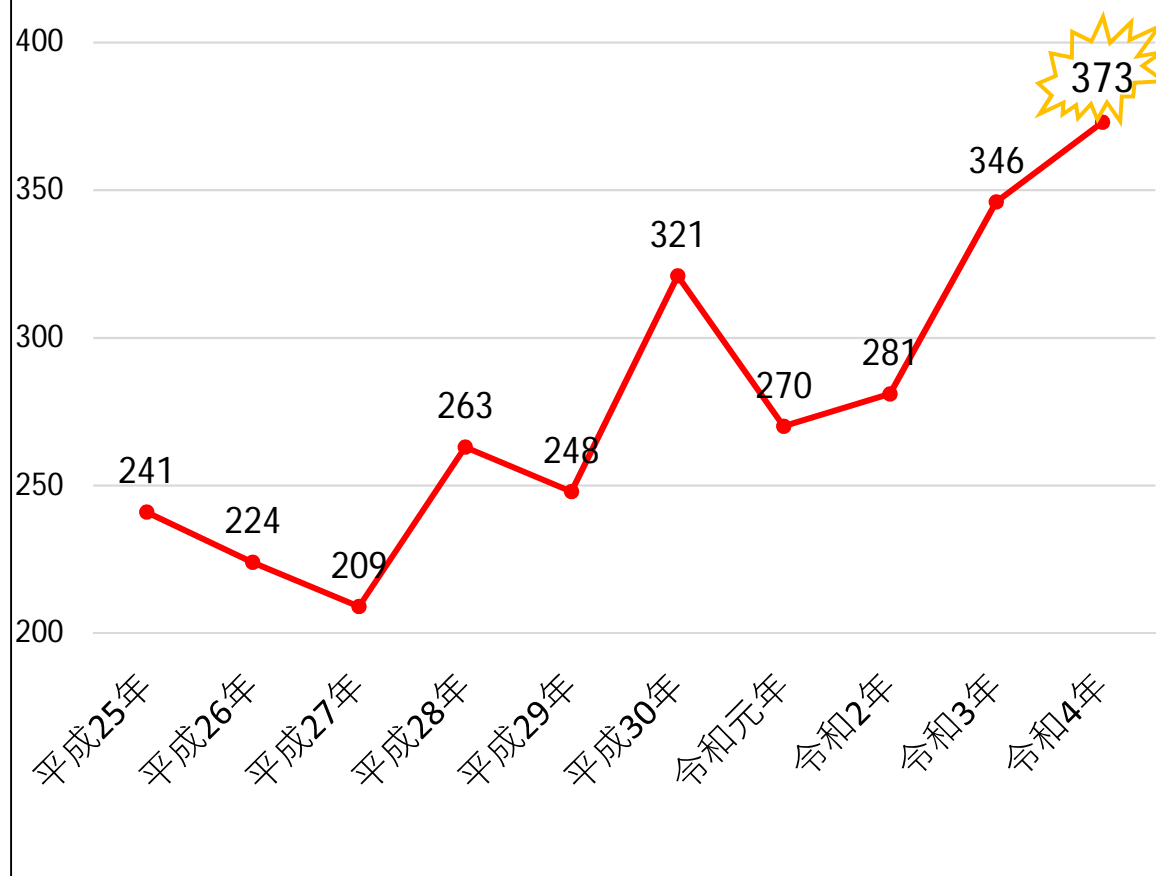
## 2. 労働災害防止について



### (5) 転倒災害防止について



転倒災害発生件数推移（H25からR4まで）



転倒災害は、過去10年間で  
最多の373件発生。

コロナによる休業災害を  
除く1159件に占める割合は、  
32.2%となった。

厚生労働省では、  
「STOP!転倒災害プロジェクト」  
に取り組んでいます！

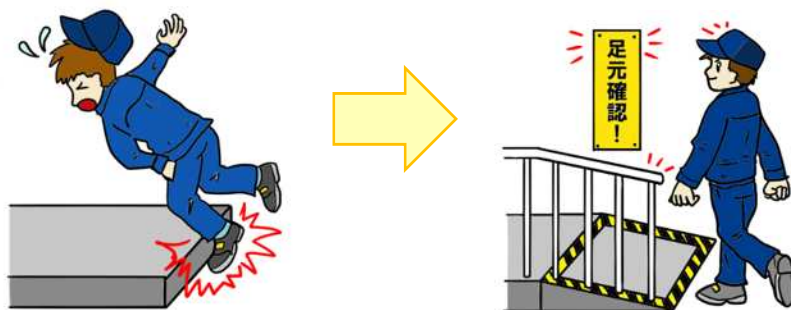


## 2 . 労働災害防止について



### (5) 転倒災害防止について

工場内や敷地内の段差をなくす。  
段差をなくせない場合は、  
カラーテープ等で注意表示を  
行う等の「見える化」を  
行いましょう。



工場内や敷地内の**整理整頓**を  
行いましょう。特に作業通路に道具  
等を置きっぱなしにしないように  
しましょう。

廃棄物（ごみ等）を手に持って  
運ぶときは、  
足元が見えるように  
しましょう。  
(必要に応じて台車等を使いましょう)



工場内や敷地内の転倒しやすい箇所を  
あらかじめ把握し、朝礼等で労働者へ  
周知しましょう。  
収集等の会社外で作業を行う場合も、  
朝礼等で転倒災害防止の呼びかけ等  
を行いましょう。

段差あり



労働者の体力向上のための取り組みを  
実施しましょう。

中高年齢の女性労働者に対して、  
市町村等で実施している骨粗鬆症検診  
への受診勧奨を行いましょう。  
(転倒災害の47パーセントが50代女性、  
60歳以上の女性で発生しています。)

## 2 . 労働災害防止について



### (6) 腰痛予防について

大曲署管内では、令和4年、腰痛による休業災害が、8件発生。

廃棄物処理業においては、  
廃棄物を破砕機等に手作業で投入するとき、  
ごみ収集等で手作業でごみ収集車に投入する、トラックに積み込むとき、  
→ 腰痛を発症する可能性

重量物を扱う作業、不自然な姿勢で行う作業

→できる限り自動化を図る。

台車等の道具を使用する。

作業姿勢・動作

→中腰での作業や、ひねった体勢での作業は  
できる限り行わない。

運ぼうとする物との距離を近づけて持ち上げる

作業体制

→トラックや収集車、車両系建設機械等の  
長時間の運転はできるだけ避ける。

1人作業ではなく、複数作業とする。

予防体操等の実施

→腰痛を予防するため、朝礼や休憩時に、  
体操やストレッチを行う。



## 2 . 労働災害防止について



### (7) エイジフレンドリーについて



エイジフレンドリーって？

エイジフレンドリーとは、高年齢労働者が職場内において安全で安心した作業環境の中で就労できることを目的とした取り組みのことです。

労働人口に占める高年齢労働者の割合は増加しており、それに伴い高年齢労働者の労働災害も増加しています。

そのため、高年齢労働者の特性に考慮した取り組みが必要です。



#### 取り組み内容

安全衛生管理体制の確立

高年齢労働者の健康・体力に応じた対応

職場環境の改善

安全衛生教育

高年齢労働者の健康・体力の状況の把握





## 2 . 労働災害防止について



### ( 8 ) 熱中症対策について

「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」を実施します！  
 キャンペーン期間：5月から9月まで

4月は準備期間です。  
 暑さに順応できていない時期に、熱中症になりやすくなります。  
 こまめな水分・塩分補給、屋外作業であれば休憩場所の確保等、今のうちから準備をお願いします。

**STOP!熱中症 クールワークキャンペーン**

職場での熱中症により毎年約20人が亡くなり、約600人が4日以上仕事を休んでいます。

準備期間（4月）にすべきこと

- 労働衛生責任者の選任
- 暑さ指数の把握の準備
- 作業計画の策定
- 熱中症対策の検討
- 休憩場所の確保の検討
- 服装の検討
- 緊急時の対応の準備
- 教育訓練の実施

キャンペーン期間（5月～9月）にすべきこと

暑さ指数	対応
1.0未満	暑熱環境に適切した作業計画を実施
1.0以上1.4未満	暑熱環境に適切した休憩場所を確保
1.4以上1.7未満	作業計画に照らして、適切な対応
1.7以上1.9未満	暑熱環境に照らして、作業中止
1.9以上	暑熱環境に照らして、作業中止

### ( 9 ) 新型コロナウイルス感染防止について

引き続き、

- ・手洗い・うがい、手指の消毒、
- ・事務所内の換気、
- ・労働者間の距離の確保、

などの対策をお願いします。

万が一、労働者が職場内、業務中に新型コロナウイルスに感染し、休業した場合は、労働者死傷病報告の提出が必要です。

職場における新型コロナウイルス感染防止対策のための「取組の5つのポイント」を確認しましょう！

- 職場における新型コロナウイルス感染対策の実施状況を確認し、不足している対策の5つのポイントが実施できているか確認しましょう。
- 「取組の5つのポイント」が実施できているかを把握し、未実施の対策を優先的に実施し、「職場における感染防止対策の継続的」な実施を促すことを行います。
- 特定労働者では、職場の感染防止、旅行可能な感染拡大防止対策を強化し、可能な限り「職場における新型コロナウイルス感染拡大の発生を防止するための対策」を実施し、感染防止対策の継続的な実施を促すことを行います。
- 職場における感染防止対策について、関係機関等と連携し、感染防止対策の継続的な実施を促すことを行います。

取組の5つのポイント

- テレワーク・在宅勤務等を実施しています。
- 感染防止対策が実施されているか確認し、必要に応じて感染防止対策を実施しています。
- 職場内での換気を実施しています。
- 労働者の健康状態を確認し、必要に応じて健康診断を実施しています。
- 労働者の健康状態を確認し、必要に応じて健康診断を実施しています。

ご安全に!

